

平成 17 年 第 2 回

# 高森町議会 7 月臨時会会議録

平成 17 年 7 月 22 日 開会



高 森 町 議 会

7 月 2 2 日 (金)

## 平成17年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成17年7月22日

午後 2時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

7番 本田 生一君

8番 甲斐 廣國君

日程第2 会期の決定について

(1) 会 期（1日間）

自 平成17年7月22日

至 平成17年7月22日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
7月22日（金）	本会議	

日程第3 議案第35号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第4 議案第36号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	11 番	相馬俊行君
12 番	三森義高君	13 番	佐伯金也君
14 番	後藤英範君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

10 番 甲斐正一君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 長尾和博君 議会事務局次長 古庄良一君

開会 午後2時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） こんにちは。それでは、会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） こんにちは。

本日、第2回高森町議会臨時議会を開くことに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は、梅雨は前半におきましては、空梅雨ではなかろうかなと心配をいたしておりましたところ、後半におきましては、長雨続きで大変な被害等のお出でところでございます。最近猛暑続きということで、大変農家のハウス、また、農家の方々の炎天下での作業も大変ではなかろうかなと心配いたしますし、また、熱中症等のご心配もあるのではなかろうかと思っておるところでもございます。

また、今日は高森町の第47回の保留牛奨励品評会を開催いたしまして、議長以下、建設委員会委員の皆さん方にはご協力をいただきました。また、南阿蘇畜協との関係の方々、農協組合長の方々にもご臨席賜り、心から感謝をいたしましたし、また、本当に赤牛のブランド化また、いろいろお話を聞きまして、力強く思ったところがございますし、畜産の方々の努力に頭が下がる思いでございます。本当に今日はありがたく感謝をいたしたところでもございます。

話は変わりますけれども、今時におきましては、高森町国民健康保険特別会計補正予算についてと高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2件のご審議をお願いするものでございます。どうか慎重審議していただきまして、ご決定をいただきますように、よろしく願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、お礼を兼ねての挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成17年第2回高森町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

10番 甲斐正一君からは欠席届が出ておりますので、ご報告しておきます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番 本田生一君、8番 甲斐廣國君を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は、本日7月22日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

## 日程第3 議案第35号 平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議案第35号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 議案の説明に入ります前に、補正予算書の訂正方をお願いしたいと思います。7ページ、目の一般被保険者国民健康保険税、節の1医療給付費分現年課税分の説明の欄ですね、この欄の節の2項目に介護納付金分現年課税分の説明欄で見込額「14,669,000円」を「14,668,000円」に、それから目の2退職者分でございますけれども、節の2介護納付金分現年課税分の説明欄、既定額「1,369,000円」を「1,368,000円」にご訂正をよろしくお願いたします。

それでは、議案第35号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ32万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億9,757万7,000円とするものです。

補正の内容といたしましては、平成17年度の国民健康保険税の本算定に伴います収入見込額と当初の見込額等を調整し、歳入歳出それぞれを減額したものであります。

ご審議をいただき、ご決定いただきますようお願いして説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号、平成17年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第36号 高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 議案第36号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 議案第36号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

今回の改正は、平成17年度国民健康保険税の本算定に当たり、税額算定の基準となる世帯数、被保険者数、課税所得等の変動によりまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

まず、第3条第1項関係、所得割でございますが、「100分の8.80」を0.3%引き上げまして「100分の9.10」に。第4条関係、被保険者均等割額につきまして「2万4,700円」を900円引き下げ「2万3,800円」に。第5条関係、世帯別平等割額「2万7,700円」を700円引き下げ「2万7,000円」に改め、これに基づきまして、第13条第1項関係、これは国民健康保険税の軽減税率でございますが、7割、5割、2割の被保険者均等割額、世帯別平等割額をそれぞれ改めております。

詳細につきましては、国民健康保険税条例の新旧比較対照表のとおりでございます。

ご審議の上、速やかなご決定をお願いし、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

この健康保険税の税率改正ということで、負担が総体的には、これは、増えてくるような感じになるんですけども、一般家庭というのもいろいろございますけども、その分が1つと、もう1つは、保険税の改正ということで、やはり高森町のこの国民健康保険税を扱う場合においては、数年前の安藤巖夫君の不祥事件が発覚して発生いたしておりますけども、その後の経過あるいはその後の対応、解決策ですね、この部分について、どういうふうな途中経過であるのか、さらには、今後、どういった解決策で行われるのか、その対応等をお伺いしたいと思っておりますので、まず、数字の部分については担当課長の方でよろしいですけども、あとの部分については、町長の方からお願いしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） 今回の改正によりまして、国保世帯にどのように影響が出るかと申し上げますと、トータルで見ますと0.5%、世帯当たり単純比較といたしますか、前年度比で623円程度の増ということになっております。個々の世帯の人数、あるいは所得によりまして必ずしもすべての世帯にその割合といたしますか、負担増が当てはまるとは限りませんが、この改正によりまして、単純に年税額から割り出してみますと、1世帯当たり600円余り、率にして0.5%の負担増ということになります。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、6番議員さんのご質問でございます。安藤巖夫さんの国民健康保険等における不祥事件でございますけども、私どもできる限りの努力をし、また相手の方々にもできる限りの努力をしていただいております。何分にも今、安藤巖夫さんという方も糖尿病を患っておられます。なかなか思うようにはかどっていないのが現状でございます。お母さんの方がかなり弱っております。お兄さんの方もできる限りはということで、努力はしていただいております。私どもも決してこのまま放置するわけではございませんけども、総務常任委員会等でもご相談がありましたように、できる限りは相手の方々の立場に立つ必要はありませんけども、やはり糖尿病に弱者ということでございますから、少し気を配っているところでもございます。その件に関しましては、うちの総務課長の方が十



分担当いたしておりますし、ご存じのように、総務課長さんは、そういうことは遠慮なく厳しく対応なされる方でございますから十分なされているものと思っておるところでございます。毎月来ていただいておりますのも現状でございます。そのことにつきましては、総務課長の方から答弁いたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 6番議員さんのご質問にお答えをいたします。

昨年、13番議員さんの方からもご指摘がございまして、昨年の返済額の合計は決算ベースで見ますと2万1,889円ということになっております。私本人を呼びまして、誓約書を取りまして、給料の差し押さえまでやりますよということを行いまして、本年度につきましては、毎月1万円ずつ支払が滞りなく出されておる現状でございます。

それと、昨年まで15年、16年分の町税の滞納もございましたが、この合わせました金額6万3,600円ほどの滞納がありましたけれども、これにつきましては、全額3月31日までに滞納整理をさせていただいております。

今後につきましては、会社の社長とも2度ほどお話をしておりますので、滞った折りには、給料の差し押さえをしますよということで会社の方とも了解を得ているのが今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

確かに執行部において努力されているという部分は非常に感心いたしておりますけれども、やはり住民からいたしますと、税率の改正、あるいは条例の改正等をやる場合においては、やはりその都度その不祥事件についての今後の見通しなり経過、そういった部分は住民の皆さんに示していくのが僕は筋じゃなかろうかと思えますし、もう1つは、本人が糖尿病を患っておると、確かに病気されているということで、確かにその部分は考えるところでもございますけれども、仮の話ですけれども、実際、仮の話ですけれども、亡くなられた場合に、その時点でその返還してもらう部分はストップするかどうか、どうするのか、また、こういった対策をとられるようされているのかを町長の方にお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ただいまのご質問ですけれども、そういうところまでまだ考えておりませんし、またそういう事態になれば、議員の皆様方とよく相談申し上げなが

ら決定していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

確かにいらぬお世話だったかもしれませんが、ただ1年間に12万ずつぐらい返していただく、ずっとそのまま継続していずれは高齢になるわけでございますけれども、余計な心配かもしれませんが、その時点で返還を終わりとするという形にするのかどうかですね、やはりできれば、住民の方に示すべきだと私は思いますので、そのあたりの考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） また、先ほどと同じ答弁でございますけれども、その時点になれば、どのような施策、どのような解決策をもって解決するかは皆さん方とご相談申し上げてから住民の方々にも説明ができるような対策をとりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 当初ないと言いましたけれども、今回の条例改正についてはございませんが、健康保険の収入について私の所見じゃないんですけれども、意見を述べさせていただきたいと思っております。

今、マスコミで非常に騒がれておる若貴兄弟の確執問題ですね、あれを見ますと、非常にこれ一緒に同じ仕事をしてきて、一緒に相撲を取ってきた兄弟があんなに仲が悪いものかと感じておりますけれども、安藤巖夫君の場合については、非常に兄弟の方の絆が非常に深いということで、私は1軒1軒、この兄弟が要するに、家庭的にはもう別れているわけですね。その中でやっぱり弟がした不祥事について、お兄さんがこれまでやはり一生懸命できる限りの自分の家庭を持っていながらやってこられたということは評価すべきであると思っております。今、野中議員の方からもし病気ですから、仮に亡くなられた場合はどうするのかというふうなご質問もありましたけれども、私は、本人が死亡ないしは破産宣告した場合には、財産を失った場合については、それ以上はもう望まないというふうにした方がいいんじゃないかなと思っております。なぜかという、やっぱり法的に考えてもお兄さんがそこまで払う義務があるのかどうかということと、もし親が死んだからといって、子がそこまで背負わなければならないのかという問題もあります。やっぱりそれは個人の問題として考えていかなことには、なかなか難しいことがあると思っております。

ですから、今まで安藤巖夫君の上司であった方達の責任問題も何となく闇の中で

終わってしまっているような気がするわけですね。やはりその方達も退職金を当たり前に取られて持って行かれる、そしていくらかの金額が出されたというけれども、その件についても私達の追求が足りなかったという反省がある訳です。

ですから、やはり今、総務課長が言われたとおり、毎月1万円、本人の意思で返済されておるということは、やっぱり私達も謙虚に受け止めてやっていかなければならない。使い込んだことについては、私も役場の中でいろんな仕事をしていますけれども、やっぱりそういう人達もやっぱり謙虚に受け止めて、今後発生しないというのが1つの授業料ではなかったかなあと、高い授業料ですけれども。これを授業料といえば、町民の方々からも批判が飛びますが、やはり今後こういうことが発生しないように、また、国民健康保険税の会計の管理についても、今回は1件当たり平均で600円程度上がると言われますけれども、極力町民に負担を強くないように、やっぱり歳出を十分管理して、歳入を抑えていく工夫をやっていただきたい。新聞等で言われているように、今後は老年者の要するに、高齢者保険についても、独自に自治体加入して、運営しなければという案が出ております。高齢化進んでおるこういうふうな田舎の町では、非常に驚異ですね。もう今は国民健康保険診療よりも高齢者医療の方が多い、それに介護保険がありますと、とてもじゃないけれども、もう倍くらいありますから、これを自治体でまた別に自治体でつくる医療関係の保険ということになってきますと、驚異になる訳です。社会保障で町民はつぶれてしまいますから、そういうことがないように、やはりこういうふうな国民健康保険会計の管理について、特別会計の管理については、十分の配慮を払って、注意をしながら、歳出面の核と、または歳出面を抑制するような方策を今後やっていくべきじゃないでしょうか。

中医協あたりで、今、診療報酬改定とかという話もされるそうですけれども、なかなかその中のメンバーの割振りがですね。厚生労働省側から何名、医療側から何名、学識経験者から何名、使用者側から何名ですね、医療保険の使用者側から何名という形で、それを構成されて、その中で協議する。なかなかそういうところを具体的に本場の医療関係の方が入っていると、診療報酬改定もできないわけです。うちあたりも国民健康保険審議会がある。その中のメンバー当たりについても、やっぱり今から先、実際払っている、自営業として払っている中堅の皆様や子育てをしながら払っている方達をそのメンバーに入れて、今の国民健康保険税がいかにその一家の経営の中でおもい重さを与えているかということをやったりその会議の中で出して勉強していただきたい。そのように思います。

今後、この件については、十分町長考えていただかんと、そのメンバーによって、改革するものが改革できんわけですよ。改革しようと思うんだったら、メンバーを大きくその比重を変えていくというようなことをやっていかなければならない。そういうことをしながら、安藤巖夫君が使い込んだ1億円の返済についても、なるべく町民に負担のないようにやっていけば、私はまだ仕事をされているから、先のことを言っただけは失礼なんですけれども、何らかの理由があって、返済能力がなくなったとしても、私は町民の理解は得られる。もし、町民の理解が得られなくなったとしても、取るところが他にどこもないですよ、私達が激しく言っているからじゃあ私が立て替えましょうと、それは立て替えできる金額じゃないんです。とてもできません。ですから、やはりこの件については、慎重にまた町民の皆さん方に迷惑のかからないようにやっていただく、これが第1であると思います。

ですから、今回の国民健康保険税条例の改定についても、やはりいろいろと今までの事情があったと思いますけれども、十分な配慮をしながら、これだけの改正をするのであるならば、当然、歳出の方も審査を慎重にして、審査を厳重にして、やはり無駄な診療、無駄な検査等については省く、そして、投薬についても、今コマーシャルで言うておりますね。ジェネリックですかね、医薬品か、要するに、特許切れの薬品だったら安いですよというのを言われている。これぐらい田舎の町医者としてもそういうことを使っていただかんと困るわけですよ。症状が固定化しているお年寄りに対して、いつまでも高い薬価をやっていくのか、それよりもやっぱり安い薬価でやっていく方法を考えていただかなければならないと思います。将来、介護保険も上がる、特に、こういうふうな田舎の町は、国民年金について最低額しか納めていらっしやらないと思いますから、恐らく最低額の国民年金で生活をしている。そうすると、介護保険も払わなければならない。また、別に今度設置される。要するに、お年寄りの老人保健関係のやつも、もしかしたら払わなければならない。そしてまた1割負担になってくる。そうなってくると、生活がかなり厳しくなります。ですからこそ、やはり病院関係がそういうふうに歳出面ではないんですけれども、病院の収入をなるべく抑えていただけるような指導を健康保険税の健康保険係の方でやっていただく。また、役場の保健福祉の方では予防対策等を十分にやっていただくという工夫をして、健康保険会計が順調に推移していくように努力をしていただきたいと思います。そのように思います。

いろいろと批判もあると思いますけれども、その辺については、十分内部で検討してやっていただいて、自分達が払う身になって、役場の職員は健康保険税を納め

ませんからわかりませんが、実際、これだけの厳しい自然環境の中で、所得税を納めようと思っても難しいんですね。農家で利益を上げるのも。しかしながら、健康保険税だけは納めなくちゃならない。他の税金も納めなくちゃならないという実情がありますから、ですから、子育てをしながら、そういう社会保障を納めている人達の身になって、一生懸命で工夫をしていただきたいと思います。

そういうことで、町長さんに最後に何かありましたら、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変13番議員、貴重なご意見をいただきまして、本当に私も朝夕そのようなことを思っているところでもございます。老人保健に関しましても、在宅介護、入所介護、大変難しい部分もございまして、何とか在宅の方ということで、地域にお願いし、また、医療保険に関しましても、保健師さん、またいろんな方々にお願いをし、各地域のそういう制度に関しまして、精一杯辛抱ができるところは辛抱していかなければいかんということで努力をしているところでもございます。

また、高齢者の方は、今、新聞等でも出ております、ある程度の所得の方々には、3割負担とかいろいろ新聞等でもありますが、本当にそういう形になれば、まだまだ私達のところにはまだそれ以上の問題が起こる。どうしてもいろんなやり方を見ますと、都会型でございまして、私ども地方に関しましては、まだまだ見捨てられた部分があるかと思っておりますし、その見捨てられたものの中に一番高齢者を抱えているのも現実でございまして。そのあたりも十分配慮しながら、いろんな政策に立ち向かってまいりたいと、そのように思っておりますし、なかなか保険制度というのは、事業する方、お医者さん、いろんな方が審議される中で、なかなか私どもが意味不明な、なかなか口を突っ込みにくい、よく理解しにくい医療制度の部分もあるんじゃないかなかなと思っておりますし、今後とも一生懸命そういうふうな面に関しましても、勉強しながら、対策を練ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、議案第36号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本臨時会に提案されました全議案議了いたしました。

なお、次期議会日程など議会運営につきましては議会運営委員会に、また、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会に、行財政改革につきましては行財政改革特別委員会にそれぞれ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、議会広報特別委員会、交通総合対策特別委員会、企業等誘致特別委員会、行財政改革特別委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成17年第2回高森町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後3時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成17年第2回臨時会

平成17年7月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行  
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博  
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111